

## 「公共建築物等における地域産木材の利用方針」の改定について

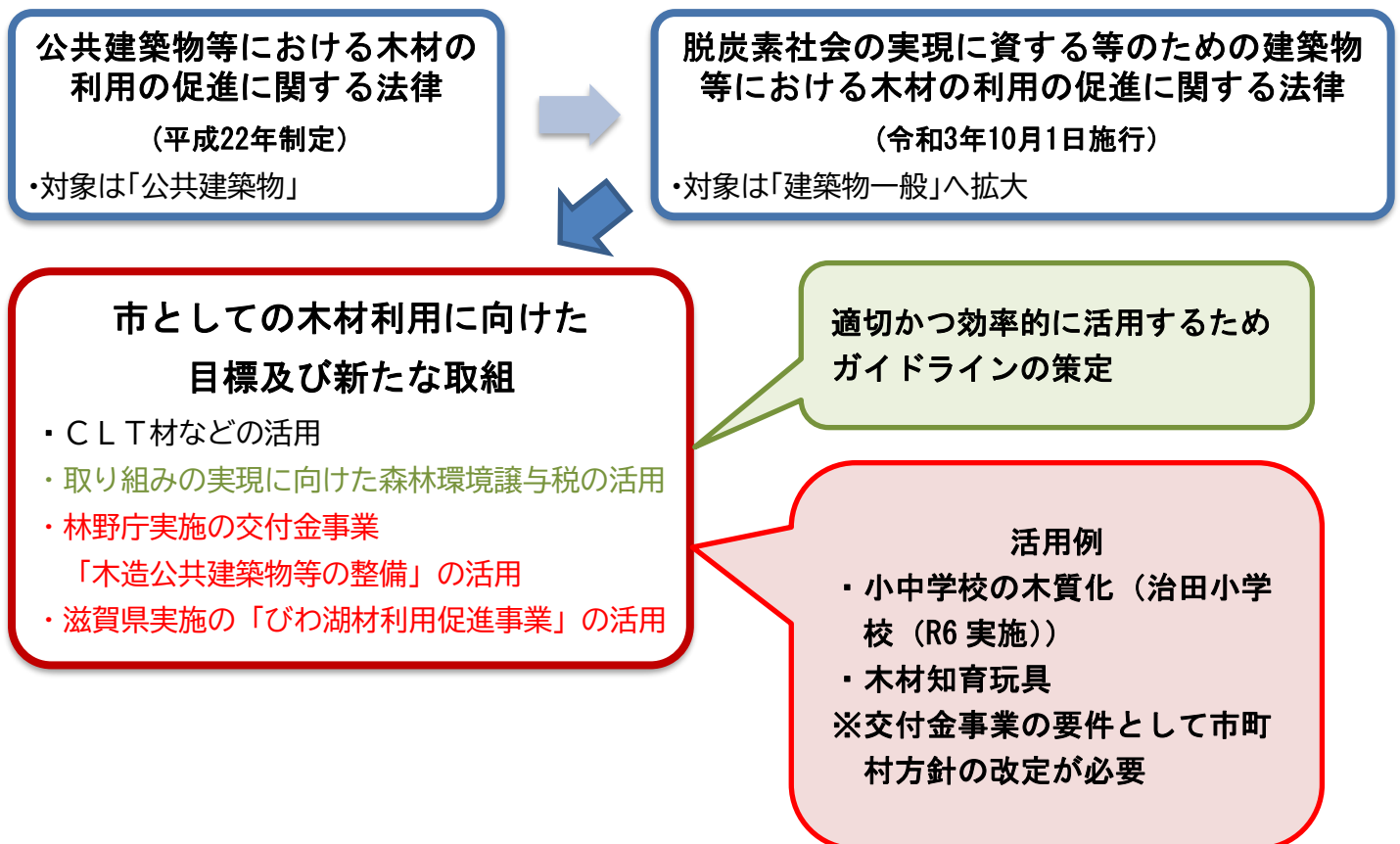
### 1. 理由

平成22年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」制定以降、同法に基づき、市では平成27年7月に「公共建築物等における地域産木材の利用方針」（以下「利用方針」という。）を策定し取り組みを進めてきた。

国では、令和3年10月に同法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に改正施行され、法律名が変わるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。また、法第10条第1項の規定に基づく、国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が新たに定められた。

滋賀県でも同様に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第8条に定める県方針として、平成24年2月に「公共建築物等における滋賀県産木材の利用方針」が策定され、法の改正に伴い、令和4年5月に「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に改定された。

こうした建築物等における木材利用の促進に関する動向を踏まえ、公共建築物等の木材化を促進し、建築物等に地域産木材が利用される取組を進めるにあたり、交付金事業を活用していく必要がある。しかし、林野庁が実施する交付金事業「木造公共建築物等の整備」では、公共建築物等の整備が行われる自治体においては法に規定する市町村方針を作成することが要件の一つとして定められている。また、県の「びわ湖材利用促進事業」においても今後、利用方針の改定が要件化される可能性があることから、利用方針を改定するものです。



## 2. 改定の変更概要

### 「公共建築物等における地域産木材の利用方針」

#### ① 題名の変更

「公共建築物等における地域産木材の利用方針」→「建築物等における地域産木材の利用方針」

○対象を建築物一般へ拡大することに伴う変更。

#### ② 「第1-2建築物における木材の利用の背景」の変更

○法改正及び県の利用方針の変更。

#### ③ 「第2-1木材利用の目標」の変更・追加

○公共建築物から建築物一般に拡大。

○公共建築物の木造化・木質化におけるCLT材などの活用

#### ④ 「第2-2目標の実現に向けた取組」の変更・追加

○取り組みの実現に向けた森林環境譲与税の積極的な活用

## 3. 資料

・総合調整会議資料①:改定等の理由および概要

・総合調整会議資料②:「公共建築物等における地域産木材の利用方針」 新旧対照表

・総合調整会議資料③:「建築物等における地域産木材の利用方針(案)」

公共建築物等における地域産木材の利用方針の改定（案）について

公共建築物等における地域産木材の利用方針 新旧対照表

| 現 行 方 針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 新 方 針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>公共</u>建築物等における地域産木材の利用方針</p> <p>平成27年7月15日</p> <p>栗 東 市</p> <p>第1 方針の作成にあたって</p> <p>1 <u>公共</u>建築物等における木材利用の意義</p> <p>森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私達の豊かで快適な生活に欠かすことの出来ない重要な役割を果たしている。このため、森林の適正な整備や保全を図ることにより、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることが重要である。</p> <p>また、戦後、昭和40年代以降は全国的に、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。こうした状況の中で、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資する<u>ものであること</u>など、木材利用には大きな意義がある。</p> | <p>建築物等における地域産木材の利用方針</p> <p>平成27年7月15日</p> <p><u>最終変更令和7年 月 日</u></p> <p>栗 東 市</p> <p>第1 方針の作成にあたって</p> <p>1 建築物等における木材利用の意義</p> <p>森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私達の豊かで快適な生活に欠かすことの出来ない重要な役割を果たしている。このため、森林の適正な整備や保全を図ることにより、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることが重要である。</p> <p>また、戦後、昭和40年代以降は全国的に、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。こうした状況の中で、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資する<u>とともに、脱炭素社会の実現に貢献することが期待される</u>など、木材利用には大きな意義がある。</p> |

## 2 公共建築物における木材の利用の背景

(省略)

これを受けて、国土交通省では官庁施設の営繕にあたって必要となる木造施設の設計に関する技術的事項および標準的手法を定め、官庁施設の設計の効率化に資するとともに必要な性能の確保を図ることを目的として、「木造計画・設計基準」を平成23年5月に制定した。

一方、滋賀県では、平成10年の「滋賀県木材利用推進連絡会議」の設置や平成16年4月の琵琶湖森林づくり条例の制定、平成17年1月の「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、平成22年3月の当基本計画の改訂では、「急がれる滋賀県産木材の安定供給体制の整備」を重要テーマの1つとして位置づけるなど、県内産木材の利用促進に取り組んできた。(注2)

また、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第8条に定める都道府県方針として、平成24年2月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を策定された。

こうした公共建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、栗東市においても公共建築物等の木造化ならびに木質化を推進していくために、滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に準拠し、公共建築物等木材利用促進法第9条に定める市町村方針として、「公共建築物等における地域産木材の利用方針」をここに策定する。

## 2 建築物における木材の利用の背景

(省略)

これを受けて、国土交通省では官庁施設の営繕にあたって必要となる木造施設の設計に関する技術的事項および標準的手法を定め、官庁施設の設計の効率化に資するとともに必要な性能の確保を図ることを目的として、「木造計画・設計基準」を平成23年5月に制定した。令和3年10月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用促進に関する法律（以下、「法」という。）」に改正施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。また、法第10条第1項の規定に基づく、「建築物における滋賀県産材木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日 木材利用促進本部決定）が定められた。（注2）

一方、滋賀県では、平成10年の「滋賀県木材利用推進連絡会議」の設置や平成16年4月の琵琶湖森林づくり条例の制定、平成17年1月の「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、平成22年3月の当基本計画の改訂では、「急がれる滋賀県産木材の安定供給体制の整備」を重要テーマの1つとして位置づけるなど、県内産木材の利用促進に取り組んできた。

また、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第8条に定める都道府県方針として、平成24年2月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を策定され、その後、法の改正に伴い、令和4年5月に「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に改訂された。

こうした公共建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、栗東市においても建築物等の木造化ならびに木質化を推進していくために、滋賀県が改訂した「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に準拠し、法第12条に定める市町村方針として、「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を改訂し、「建築物における地域産木材の利用方針」をここに定める。

## 第2 木材利用促進の基本的方向

滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材利用方針」に準拠し、木材の利用の目標ならびに目標の実現に向けた取り組みを以下に示す。

なお、当市が定める地域産木材とは、滋賀県内産木材とするが、特に栗東市内の木材の利用に努めるものとする。

### 1 木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「平成32年度の県産木材の素材生産量 12万立方メートル」の目標に沿い、次の(1)～(4)のとおり、公共建築物の整備等において積極的な木材の利用を図る。

#### (1) 公共建築物

低層の公共建築物については、施設の構造や特性、用途、維持管理方法等を考慮した上で、木造化に努める。公共建築物の内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進する。公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、積極的に地域産木材を活用する。（注3）

暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、安全性や環境面等の問題を考慮した上で、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

#### (2) 公共工事

公共工事においては、極力自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材を利用する工法の採用に努める。（注4）

（(3)、(4) 省略）

## 第2 木材利用促進の基本的方向

滋賀県が改訂した「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に準拠し、木材の利用の目標ならびに目標の実現に向けた取り組みを以下に示す。

なお、当市が定める地域産木材とは、滋賀県内産木材とするが、特に栗東市内の木材の利用に努めるものとする。

### 1 木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「県産木材の素材生産量」の目標に沿い、次の(1)～(4)のとおり、建築物の整備等において積極的な木材の利用を図る。

#### (1) 建築物

公共建築物については、施設の構造や特性、用途、維持管理方法等を考慮した上で、CLT、木質耐火部材等を活用しながら、コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化、内装等の木質化に努める。木材の利用が適切である部分における木質化を促進し公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、積極的に地域産木材を活用する。（注3・4）

暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、安全性や環境面等の問題を考慮した上で、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

#### (2) 公共工事

公共工事においては、極力自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材を利用する工法の採用に努める。（注5）

（(3)、(4) 省略）

## 2 目標の実現に向けた取り組み

地域産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県が示す「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、課題への対策とともに木材の安定供給に向けた取り組みと具体的な対策について滋賀県と連携し木材の利用促進に取り組んでいく。

### 第3 木材の利用の促進のための体制

庁内ならびに県関係機関等と連携し、公共建築物等における県内産木材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める。

(注1)

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

[公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）の注釈を準用]

(注2)

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号および滋森保第473号）により定義された「びわ湖材」および滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。

## 2 目標の実現に向けた取り組み

地域産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県が示す「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、課題への対策とともに木材の安定供給に向けた取り組みと具体的な対策について滋賀県と連携し木材の利用促進に取り組んでいく。また、取り組みや対策に関しては、森林環境譲与税の積極的な活用に努める。

### 第3 木材の利用の促進のための体制

庁内ならびに県関係機関等と連携し、公共建築物等における県内産木材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める。

(注1)

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

[建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進部決定）の注釈を準用]

(注2)

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号および滋森保第473号）により定義された「びわ湖材」および滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。



(注3)

「低層の公共建築物」とは、公共建築物等木材利用促進法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物をいう。

公共建築物等木材利用促進法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

(注4)

経済性、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合や災害応急対策活動に必要な施設、危険物の貯蔵や使用を目的とする施設等当該建築物に求められる機能等の観点から木造化又は木質化が適当でないと判断される場合はこの限りではない。なお、経済性については、維持管理や解体廃棄等の経費も勘案して判断するものとする。

(注3)

「公共建築物」とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物をいう。

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

(注4)

CLTとはCross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。

(注5)

経済性、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合や災害応急対策活動に必要な施設、危険物の貯蔵や使用を目的とする施設等当該建築物に求められる機能等の観点から木造化又は木質化が適当でないと判断される場合はこの限りではない。なお、経済性については、維持管理や解体廃棄等の経費も勘案して判断するものとする。

## 建築物等における地域産木材の利用方針（案）

平成27年7月15日  
最終変更令和7年 月 日  
栗 東 市

### 第1 方針の作成にあたって

#### 1 建築物等における木材の利用の意義

森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私達の豊かで快適な生活に欠かすことの出来ない重要な役割を果たしている。このため、森林の適正な整備や保全を図ることにより、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることが重要である。

また、戦後、昭和40年代以降は全国的に、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。こうした状況の中で、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資するとともに、脱炭素社会の実現に貢献することが期待されるなど、木材利用には大きな意義がある。

#### 2 建築物における木材の利用の背景

国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成21年12月に「10年後の木材自給率50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用の推進を図ってきた。

特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、これに基づく基本方針が平成22年10月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化または木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。（注1）

これを受けて、国土交通省では官庁施設の営繕にあたって必要となる木造施設の設計に関する技術的事項および標準的手法を定め、官庁施設の設計の効率化に資するとともに必要な性能の確保を図ることを目的として、「木造計画・設計基準」を平成23年5月に制定した。令和3年10月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用促進に関する法律（以下、「法」という。）」に改正施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。また、法第10条第1項の規定に基づく、「建築物における滋賀県産材木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日 木材利用促進本部決定）が定められた。（注2）

一方、滋賀県では、平成10年の「滋賀県木材利用推進連絡会議」の設置や平成16年4月の琵琶湖森林づくり条例の制定、平成17年1月の「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、平成22年3月の当基本計画の改訂では、「急がれる滋賀県産木材の安定供給体制の整備」を重要テーマの1つとして位置づけるなど、



県内産木材の利用促進に取り組んできた。

また、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第 8 条に定める都道府県方針として、平成 24 年 2 月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を策定され、その後、法の改正に伴い、令和 4 年 5 月に「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に改訂された。

こうした公共建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、栗東市においても建築物等の木造化ならびに木質化を推進していくために、滋賀県が改訂した「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に準拠し、法第 12 条に定める市町村方針として、「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を改訂し、「建築物における地域産木材の利用方針」をここに定める。

## 第 2 木材利用促進の基本的方向

滋賀県が改訂した「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に準拠し、木材の利用の目標ならびに目標の実現に向けた取り組みを以下に示す。

なお、当市が定める地域産木材とは、滋賀県内産木材とするが、特に栗東市内の木材の利用に努めるものとする。

### 1 木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「県産木材の素材生産量」の目標に沿い、次の(1)～(4)のとおり、建築物の整備等において積極的な木材の利用を図る。

#### (1) 建築物

公共建築物については、施設の構造や特性、用途、維持管理方法等を考慮した上で、CLT、木質耐火部材等を活用しながら、コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化、内装等の木質化に努める。木材の利用が適切である部分における木質化を促進し公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、積極的に地域産木材を活用する。（注 3・4）

暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、安全性や環境面等の問題を考慮した上で、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

#### (2) 公共工事

公共工事においては、極力自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材を利用する工法の採用に努める。（注 5）

#### (3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を検討し、地域産木材を活用した木製品・紙製品の導入に努める。

#### (4) 木質資源の有効利用

未利用木質資源を有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に新たな用途の開拓に努める。

## 2 目標の実現に向けた取り組み

地域産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県が示す「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、課題への対策とともに木材の安定供給に向けた取り組みと具体的な対策について滋賀県と連携し木材の利用促進に取り組んでいく。また、取り組みや対策に関しては森林環境譲与税の積極的な活用に努める。

### 第3 木材の利用の促進のための体制

庁内ならびに県関係機関等と連携し、公共建築物等における県内産木材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める。

(注1)

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

[建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進部決定）の注釈を準用]

(注2)

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号および滋森保第473号）により定義された「びわ湖材」および滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。

(注3)

「公共建築物」とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物をいう。

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

(注4)

CLTとはCross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。

(注5)

経済性、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合や災害応急対策活動に必要な施設、危険物の貯蔵や使用を目的とする施設等当該建築物に求められる機能等の観点から木造化又は木質化が適当でないと判断される場合はこの限りではない。なお、経済性については、維持管理や解体廃棄等の経費も勘案して判断するものとする。